

徳川齊昭と伊達宗城(二)

— 弘化三年の往復書翰 — 二 —

河 内 八 郎

本誌前号に続いて、水戸藩主徳川齊昭(寛政十二 \parallel 一八〇〇年生)と宇和島藩主伊達宗城(文化十四 \parallel 一八一七年生)の往復書翰の、弘化三(一八四六)年分の残りとして、関連する史料を紹介する。なお、齊昭は、すでに前々弘化元年五月六日、幕命により致仕・謹慎せしめられ、家督は慶篤が継いでいる。引続いて、宗城の蘭書借用の強い要望が語られている。

八、弘化三年八月二十一日 伊達宗城書翰、徳川齊昭宛(以下典拠に*印を附す。)

*水戸彰考館所蔵『聿修叢書 九上、伊達公往復書翰』所収、但し、宇和島伊達文化保存会所蔵写本による。

『藍山公紀 卷九』所引。

(1) 『大日本維新史料 第一編之二』五五三頁以下、弘化三年八月廿一日条所載。

(2) 『同』五五〇頁以下、同日条所載。

(1)

過る十一日之尊翰、難有奉謹誦候、当日秋涼相加候候御坐候処、先以 閣下倍被為揃、御安康被遊御興居、乍憚大賀

徳川齊昭と伊達宗城(一) — 河 内

之極奉存候、万縷之 貴命奉恐承候、就中御端末之國雅一篇、実に此御一詠に而、当今急務無遺漏、乍不案内奉感吟、乍恐隨時御保護被為在度、為民社奉祈候、恐惶頓首謹言

八月廿一日

① 本誌前号、書翰七、八月十一日 徳川齊昭書翰

内容 一、書翰七への返信。

二、その末尾の「浦安の…」の歌に感服。

(2) 右の別紙

拝呈

御別紙難有奉謹読候、先々事済候御ケ条ハ、乍恐大略奉服仕候間、御宥恕奉願候

一、官庫蘭書相願候処、六ヶ敷御模様と申上候得ハ、右ハ如何様の銃書ニヤ、ボンヘン玉ニハ無之、近来高島義西洋より伝を受、世人致承知候処、右打方者於御家者先年より被為在候由、井上左大夫方にも伝御座候処、代中心得違もの御座候而、伝書を失候由、先年此地へも伝来致居候処、不存趣珍敷存候儀に可有之、御家にてハ山越玉と昔より名付候処、近来神発流と申一流御工夫被為在、前之山越玉も御座候而、五寸径々尺二三寸位迄も放出相成候由、御懇篤被成下候義ニ付、家僕の内にて好候者御座候ハ、御教伝被成下候得共、只今御振合ニ而、其儀も不相成旨、委曲恐承仕難有、実に 尊慮之厚程奉感銘候、何分当今ニ而ハ、奉願候義も不相叶、時節を奉待候、御家ニハ右炮術御座候と申事ハ、兼々承知仕候、既に御末連家之讚州ニも、先年ハ伝御座候や、彼藩士砲術基礎と申、ボンヘン書著述御座候様相覚申候、大坂御城中にも、ホー○モルロ両大銃御座候由、是ハボナバルテ已前西洋に而相用候伝と奉存候へハ、高島伝来の術ハ弥精妙之義も御座候半敷と奉存候、恐入候申上様に御座候得共、神発流御伝受

被成下候義、家僕抔差出候義ハ相叶申間敷候得共、宗城迄竊に御伝書類御密伝被成下候義ハ不相成ものに可有御座や、此儀相叶候ハ、御書伝之処にて工夫仕、明年於弊邑打試も仕度、何分御聞濟被成下候様奉希上候、扱又最前申上候官庫蘭書ハ、ボンヘン書已而には無御座、築城・台場・兵書・軍陣書・大銃製造書抔の類に而、実ハ四郎太夫藏書に御座候、表向左様ハ不相濟趣故、高島の文字ハ相はぶき願立置申候、首尾御聞啓御座候様相祈申候、実無類珍書数十部御座候模様^⑦に御座候、扱井上儀も口に而者高島流そしり候得共、先頃鎌倉へハ高島所持之大銃持越、打試仕候由御座候、甚不出来の丁着に御座候^⑧き、ボンも多分空敷にて着発ハ無御座候、伝無御座事と奉存候

一、御密冊、肥前守始四人へ極密拜見為仕候義奉伺候処、委曲被仰出候趣奉畏候、如尊命内々くくと申而、直に泄弘り候様可相成も難計ニ付、一向三冊共愚生父子の外他見禁密仕候様可仕と奉存候、其内肥前守におひてハ、就中懸念無御座人物にて、格別之間柄、且兄弟之約も仕候位の義にて、見拔居候間、此後面会仕候儀御座候ハ、パン一冊は肥方より密借と申姿にてハ、拜見為仕可申、尤當時ハ詰違、且長崎近来の様子にてハ、いつ参府可仕や再会難測と歎息仕候事ニ御座候

一、御著扁の義ニ付奉申上候処、又被仰出候趣実^⑨に奉感服候

一、不調法之儀、乍憚御内々奉申上候処、御寛恕之蒙 御沙汰、尚更恐縮千萬奉存候、乍然右様之 尊慮に被為在候ハ、重々難有仕合、少々ハ安心も仕候得共、御大切の冊実^⑩に深々奉恐入候

仲秋廿一日

二、仲 当年ハ蘭商船も必用之軍炮・城築抔の書ハ一向持渡り不申由に御座候、脇路に拔候処可有御座候、不可解事と奉存候、扱又弊邑も去月七日未曾有之大風雨・洪水ニ而城上塀・櫓抔多分潰壞仕、其外平日の居処、家中・市郷・村浦抔、夥敷潰家・流家にて、死人・怪我人抔數多御座候趣、過頃申越、扱々当惑千万、愚僕不徳故如此蒙

天譴候事と、深々恐惶仕候、此上救荒手当不行届儀、加之彼の海防手当も敵密に不仕而ハ不相成、実愚昧の事にて憂苦之極此時と歎息仕候、何卒奉懇訴候間、御教諭之程伏而奉希上候、收納杯如何ニ可相滅(マ)や不分候得、多分皆無と覚悟仕居申、無用の義申上奉恐入候得共、御教諭奉願度と、荒略奉申上候、恐々頓首不備

遠江 守上

賢明老公閣下

呈侍史

① 官庫蘭書借覧の件。弘化元年五月の致仕・謹慎処分以後、とくにその直後の七月二日、長崎において、オランダ国王の開国勸告書が提出されてから、斉昭は、老中阿部正弘ら幕閣に、海防意見書を次々と提出する。それは、同二年前半の、米・英船の相つぐ来航、六月一日オランダへの開国拒否返書、などの動きの中で、海防に関するいくつかの具体的意見となつて、さらに展開されていく。その経過は『新伊勢物語』や『水戸藩史料 別記下』にくわしい。

その一つに、弘化三年二月十八日、斉昭の阿部正弘宛書翰に、対外策は必らず交戦を予測すべしとし、急務は、蘭書の武備に関するものを翻訳して世に公布し、砲艦を製造することになり、とする意見がある（『新伊勢物語 二』、一『茨城県史料 幕末編Ⅰ』所収一 五一頁以下、及び、『水戸藩史料 別記下』五七三頁以下）。斉昭が、オランダ国王との往復文書を借覧したのも、この時であった。

さらに斉昭は、同三年六月十七日、阿部に書翰を送り、軍艦製造の禁の解除を求めている（『水戸藩史料 別記下』五九一頁以下）。

宗城が、斉昭の「造艦鑄砲論」に賛意を表していることは、前号書翰六に明らかであるが、そのための知識の裏づけとなる蘭書の借覧問題が、弘化三年後半から四年にかけて、重要な関心になっていく。とくに、幕府官庫の所蔵蘭書は、斉昭が阿部を通して借覧に成功しているの、その関覧希望を宗城が申し出ているのである。

② ポンヘン玉・ボンペン玉＝榴弾

③ 高島四郎太夫秋帆（寛政十＝一七九八年生）。天保十二（一八四一）年五月、武蔵国徳丸原で演練をおこなう。翌十三年十月二日、大目付鳥居耀蔵の訴で、長崎にて捕われ、十四年正月二月、江戸へ護送、弘化三年七月二十五日に判決、岡部藩主

安部虎之助信宝に身柄預けとなる（『大日本維新史料第二編之二』四二二頁以下）。嘉永六（一八五三）年八月六日釈放。慶應二年没（六十九才）。

④ 井上左大夫、正景。幕府鉄炮方。徳丸原演練に検使役として出、批判的な報告書を出す。

⑤ 神発流、斉昭が天保九年に發明したという、騎馬で銃を射つ術など、大小銃砲の術。「奮發神州之正氣」という句から命名という（『水戸市史』中巻（三）、二三六頁）。

⑥ ホウイツル砲・モルチール砲。ともに一六ポンド砲弾を射つ大砲。天保三年以降高島四郎太夫らによって、オランダに注文され、輸入されたもの。

⑦ 高島四郎太夫秋帆より押収された、彼の収集書。後の、参考史料一二（一）・（二）。

⑧ 前註④参照。

⑨ 肥前守Ⅱ佐賀藩主鍋島斉正（のち閑叟、直正）（文化十一―一八二四年生）。長崎警備にあたる。「肥前守始四人」は不詳。「パン」書、前号書翰一（二）註②参照。但し、同右箇所、宗城借覧の蘭書を、「フルステ・パンコク」の二書と解したのは誤りで、「フルステ・パン・コク」の三書とすべきであるので、訂正。なお、後の書翰一〇（二）参照。なお、「肥」Ⅱ

佐賀藩鍋島家より密借云々、については、「佐賀鍋島元侯爵家蘭書目録」（板沢武雄『日蘭文化交流史の研究』所収）にみえるように、同家に七三〇余点の多数の蘭書が所蔵されていることと関連できる。

⑩ 弘化三年七月、宇和島領内水害。「御八代 宗城公記録抜 第一、弘化元年辰七月ヨリ同三年午十二月マテ」（宇和島伊達文化保存会所蔵）弘化三年七月九日条に次の記事がある。

「今朝以来非常之大風雨にて、御城郭を始、御屋形ハ勿論、土屋敷・町家・在浦、田畑・船之破損夥敷在之候事」

内容 一、幕府官庫蘭書借覧希望は実現困難

二、高島秋帆の砲術への関心

三、水戸神発流砲術伝授の希望

四、三冊（書翰一の「フルステ」・「パン」・「コク」か）密覧のこと

五、斉昭書に感服

六、蘭船も、必要の書物を船載せず

七、七月宇和島水害、難波のこと

九、(参考史料) 弘化三年九月、伊達宗城オランダ砲術書借用願書

* 『藍山公紀 卷九』

(弘化三年九月)

八日 庚寅、和蘭砲術書サハルフルステルキングスキュンスト二卷、フルカールデフラーゲン一巻、ドイツケルタクチーキデルデイリイワーベンス二巻ヲ借覽セン事ヲ、幕府ニ請ハルレバ、十五日之ヲ下附セラル。

公義御用書之内、蘭書砲術別紙書銘目錄之御書物御坐候者、拜借仕度願敷奉存候、此段申上候、以上

伊達遠江守

別紙

覚

サハル人フルステルキングスキュンスト 二卷

フルカールデフラーゲン 小本一巻 ①

ドイツケルタクチーキデルデイリイワーベンス 二卷 ②

右之通拜借仕度奉存候、以上 ③

九月

伊達遠江守

之ヨリ嚮キ、先ツ其目錄ヲ一覽シ度ト請ハル

伊達遠江守儀、公義御用書之内、蘭砲術之御書物拜見仕度旨申候、可相成儀ニ御坐候者、書銘目錄拜見候上、何之御書物と申儀相願度奉存候、此段各様迄御内慮相伺候様申付候、以上

八月四日

- ① N. Savart: *Beginnselen der Versterkings Kunst.* (公書)。(蘭訳 F. R. Nanning) 「築城素説」。後出、一二(参考史料)(1)「高島秋帆より押取蘭書目録」の「れ」の書。
- ② 伊達家文書の「御書物目録」一三(参考史料)(2)に「著述者、年号不明
一、フルカール・デ・フラージェン 一冊
右、城寨攻禦及築宮疑問録
」と、いうものがある。
- ③ C. von Decker: *Taktiek der drie Wapens, Infanterie, Kawallerie en Artillerie.* (独書)。(蘭訳 Baron, L. van Boeop)

附記。徳川斉昭は同年九月十一日、老中阿部正弘に書翰を送り、海防書の借覧を求めて、軍艦製造の幕議決定を促し、国元での鉄砲製作着手の了解を求めている。そこに「過日拝見被仰付候御本拝見相済、則奉返上候、御落手可給候、尚又跡御引かへ拝見仕度候、」とあるから、借覧がこの時に始まったものでないことがわかる(『新伊勢物語 二』—『県史料幕末編 I』—一九〇頁、及び『大日本維新史料 第一編之二』六九〇頁以下)。なお、九月二十三日付の阿部正弘書翰は、その返信で、替りの書の借覧を許し、九月二十九日の斉昭の書翰は、その返納と、又々引替え借覧を願出ており、欄外記事として「廿三日拝借の御書物十冊、則返納致ス」とある(同前、同前)。

一〇、弘化三年十月五日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

『聿修叢書 九上』所収、但し、同前。

『藍山公紀 卷十』所引。

『藍山公伝記 一』所引。

『大日本維新史料 第一編之三』二八頁以下、弘化三年十月五日条所載。
*なお同右に原寸大のコロタイプ図版挿入あり。

謹而奉服申上候、過る朔日、不存寄 尊翰被下置、重々難有奉盟誦候、寒冷追日相加候処、先以 閣下倍御勝常御興居被為在、万福奉大賀候、爾後ハ奉伺御機嫌らす、恐縮多罪之至奉存候、將又先ツ〳〵当年も異船船無事に相濟候得共、又来春夏の交渡来可仕と被思召候由、御洞察の御儀奉感服候、追年憂患深ク可相成と奉存候、満清も当秋蘭船ハ密奏仕候別段風説書之様子にてハ、映之外に、仏夷と北亞墨利加合同国と此両国よりも随意勝手ノ交易申談候処、皆々夷虜か如所存相成候由、已に被髮左衽ニ相成候勢顯然、聖賢之道も是迄と扱々歎息仕も有餘様奉存候 別段風説書ハ可存候間、不奉呈候 辰齒之譬高枕の時に無御座奉存候、廟堂之諸老如何建議御座候や、近日相索候半と奉存候、將又此小冊ハ或人之陋説、書生之冗論候得共、手元に御座候間、奉汚 雷覽候、何卒難被遊御落意儀、且存込違ハ乍恐御朱書被成下度奉存候、軍艦の条ハ愚僕も不承知の事ニ存候得共、其儘呈覽仕候、被為濟候ハ、被相下度奉存候、乱毫略文、奉服申上、奉畏縮候、恐惶謹言

十月五日

御端書難有奉拜見候、御懇篤之蒙 尊諭、恐入奉感荷候、乍憚 尊体御保護、為天下奉祈候、恐々謹言

(奥封書)

「㊦ 謹封 ㊦

御 請

藤原宗城 百拜

内容 一、九月一日付齊昭書翰(所見ナシ)への返信

二、当年の異船来舶と来年の来舶予測

三、蘭船より密奏の風説書による中国の情勢を案ず。

四、海防等につき、小冊意見書を呈覽に供す。

(2) 右の別紙

御別紙謹而奉拜誦候、然ハ先日扨夷一条愚論奉申上候処、尤と被 思召候旨、拟右ニ付、亦 御教示被成下候儀、委曲奉恐承候、何分当座姑息之御処置ニ相成候而ハ、大患を後人に嫁候と申如、後害如何可相成や、乍憚御同意奉存候、深謀遠略奉望希儀御座候

一、フルステ之御儀ニ付、又々御密示被成下、重畳難有仕合、御礼難尽于楮毫奉存候、任 尊命、フルステ之方針、

当節又拝借乍恐奉願候、尤尊筆跡ヲにせ而奉摹候儀ハ不仕様、万縷被仰出候趣、奉畏候、右之御都合ニ候ハ、私一己之拙筆風に密写可仕と奉存候間、此段御安慮奉希候、拙筆写懸も被相下度奉願候

一、パン之御儀も、側面にて有志之者へ申付、一切他言不仕人物ニ候ハ、写付而も不苦旨、厚き蒙 御沙汰、奉恐

入候、御親筆家僕杯へ申付候而ハ恐多く奉存候間、是ハ私写候様可仕と奉存候、フル卒業返納之節、御引替奉願候、他人へハ一切漏泄仕間敷奉存候間、近日フル之方御密投下奉願候、随意之儀奉申上、重々奉恐入候

一、コク誰に申付拝写仕而も不苦旨、難有奉存候、右御書物ハ踰今七八年前、私密写仕置候間、当節拝借相願申間敷と奉存候

御別紙御請

(附箋)

「伊達遠江守使者 滝本六郎」

- ① フルステニ九(参考史料)、註①参照、「築城案説」
- ② パンニHandeling か、未詳。
- ③ コク、未詳。

内容 一、「フルステ」書の再借用願と、密写の配慮。

二、「パン」書は、自身で密写。

三、「コク」は既に筆写済みで、不用。

一一、弘化三年十月五日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九上』所収、但し、同前。

『藍山公伝記 一』所引(但し、「十一月五日」とあり)

『大日本維新史料 第一編之三』三一頁以下、弘化三年十月五日条所載。

(包紙)

「水府老聖公閣下

呈侍史

宗城 拜

御別紙難有奉拜誦候、扱先頃内密申上候高四^〆御引上相成候蘭書拜借之儀、相整候や、未相濟候ハ、書名申上候様、何とカ御工夫可被成下旨、重々御懇篤之御沙汰被成下、難有仕合奉存候、相願置候所、未夕御否無御座、尤書名ハ当夏入 電覽候外存付無御座、高四藏書目相下り候ハ、其内より相願度と存罷在候儀故、只今別段奉申上候様にハ難相成、兵書、大小銃製造打方・調練・製薬法・台場築立方・軍艦・輕舸・蒸気船・海陸戰陣攻守之法、右等之部類ニ御座候ハ、何分渴望仕候儀に御座候得共、乍恐公辺ニ而御禁忌ニ相成候間、諸家所持之者も秘藏仕、一切門外へ不出候間、御座候而も、固陋之愚生輩一閱仕候儀難出来、歎息之至、御憐察奉希候、前文相認候部類之蘭書、數々御秘藏可被為在と奉存候間、何卒御書目御密示奉希上候、愚僕相願置候官庫蘭書ハ、是非^〳工夫仕、願相叶候様仕度と奉存居候、西洋夷人の胸中こそ固陋に而、嚴密可秘処、却而外国迄も緊要之書物坏相渡候段、本邦之人よりも胸中潤大に似候様奉存候、本邦中ハ一般之儀、有益之書にて、一人も得意の者御座候ハ、それ又何等之時御為ニ相成可申

儀、実に公私難了俗習ハ一洗有之度事に奉存候、崎陽注文之儀も杜絶仕候間、別而難得事ニ相成、知彼知己之工夫難相成、遺憾之極御座候

一、修理大夫発足之節、福閣より内達ニ、於幕府表向交易御済セハ難相成候へ共、其方へ御委任之因故、手細ク交易為済不申候ハ、相成間敷云々指図有之由、外々被遊御承知候処、於公辺御済セ難相成程の交易を、修理一己の了簡にて福閣が相達候儀、何分難被遊落意旨、乍恐道理至当之御公論と奉感服、如何にも御敵禁の儀、一舌に而許容仕候段ハ不得其意儀、尤同人計の存付かも有之間敷候得共、乍恐 將軍の御代を相勤候も同様之儀、閣老之一言大切の儀にて、矢張此度の内達ハ眼前之無事をはかり候姑息より出候半、尤修理が密話にも有之内話之儀ハ、夷慮之刀が口に入候カ、又ハ「シユントルス」に火を点し候と申上相成時、琉島一時之活計にて、只今が此儀を相合所置仕候事にハ無御座候、切羽つまり候時の用心と申位ニ御座候由、申聞之儀御座候間、交易を主張ハ不仕儀、且每度乍不及、修理・肥前、愚僕会集仕候而、和親通商之不利と事ハ切磋仕候儀と、篤修理も弁別仕居、且薩家老御聞及も可被為在ヤ、調所笑右衛門 碓山將曹此兩人杯ハ、私儀も時々目通へ呼出し、琉島事情、且処置之所相尋候時も、交易ハ当座遁れ、永世の大患と申儀ハ相弁居候様子故、交易相済セハ不致、福閣も此節の処置ニ申聞候事とハ承込居不申、畢竟姑息苟安之処置ニ無相違、其儀ハ乍恐御同然不堪悲歎奉存候、又大国之薩州ニ而防禦相成兼、禁を犯し、交易を免し、廻りくゝて利益ニ相成候ハ、外小国之者勝手六ツ數、中骨折て天下の御為に防禦仕候手当相整候儀 不相当事と被思召候由、如愈愈天下の為国力をかたむけ、辺備いたし候よりハ、交易の方ニ可相成と申、御遠慮ハ乍憚御尤千万之御儀奉存候、其内薩州も遙隔之琉島保護仕候ニハ、緊要之船も無之人数、相渡置候而も糧食つゞき不申、西洋軍艦にて相妨ケ之処を、当時之関船杯ニ而通行ハ出来兼可申、をしき勇士を失候計にて、裨益有之間敷、所詮廟堂が釣当之御沙汰被為在候而、軍艦も何も御免無御座而ハ、実に残念に存候而も致方無御座儀に御座候、琉島無

異儀丈夫ニ御保護仕候御良策被為在候ハ、何卒極密ニ相伺度奉存候、扱又交易之儀、如何様利益御座候共、夷虜ノ餌を投シ、行末ハ彼か意を達し度と存候事に無相違候間、私共ハ天下一統に和親仕候共、せめて一人なりと本邦の意氣地相立度と奉存候間、どこ迄も交易ハ不可然、不同意に奉存候氣運とハ乍申、萬務機會のはつれ事歎息の事に御座候、天下之御儀ハ草莽中の小蟲奉議も恐入候儀、せめてハ弊邑丈にても何等の時御用に相立候様仕度と、晝夜憂苦仕居申候、御憐察奉希上候、如御洞察、肥前守にも前文之儀密承仕候ハ、如何計か残念屈心仕候半奉存候儀御座候、又堅牢軍艦坏も薩にて出来候ハ、可被遊御願旨尤御儀奉存候、其内先年御家ノ御願相成候而、すぐ難被相濟御儀故、何分私共如何様存候とも出来候事とハ不奉存候、其内修理へハ密談仕候儀も御座候間、追々薩ノ相願候ハ、共に可相願候存舍居申候、サツも海岸台場坏も無御座、よふく此節修理心配仕候而少々相ひらけ候位、當時同人場処為見分巡行仕居候由、此間も申越候大銃坏も、当節專製造申付候趣、内密申越候儀に御座候、肥前とハ時々も面会仕候得共、妙談奇策も無御座、歎声而已に御座候、是等の儀、御直に奉申上度儀御座候得共、上堂不相叶、残念奉存候、禿毫拙文、解了不仕意味御座候事も多く御座候、尤御別紙之儀、修理・阿闍其他同志之者へも不申聞様奉畏候、決而泄し候儀無御座候間、御安慮奉希上度、草略乱毫失敬之奉報申上、重々恐惶之至、多罪之段御海恕乍恐奉願候、頓首謹言

十月五日

敬白、先日拝借謹写仕候御秘本、同志の者誰しぞ拜見申付しや、申上候様、未夕誰にも拜見不申付、追々弊屋へ罷越之節拜見為仕候半、主人くへ内密見セ候而も、又懇意へハついで拜見も為仕候様可相成や、重々其処心配ニ付、容易ニハ拜見為仕候儀も難仕、肥前守坏ニ候ハ、心配も無御座候得共、未夕幸便も無、下輩の飛脚坏持參仕候者へハ難相渡、時節見合居申候、恐々謹言

御別紙奉報

㊦ 謹封

㊦

- ① 高島四郎太夫秋帆より押収の蘭書、後の一二参考史料(1)(2)参照。
- ② 修理大夫 島津斉彬、鹿兒島藩主 斉興長子(文化六 一八〇九年生)
- ③ 福岡 備後福山藩主、老中阿部正弘、阿闍とも見える。
- ④ 肥前 鍋島斉正、閑叟。

内容 一、高島秋帆より押収蘭書は、借覧願出るも、返答なし。

二、右目録入手できれば、願出たし。内容多岐にわたるものと考えられ、それを渴望す。

三、蘭書の禁を緩和すべし。

四、琉球と外国との交易黙許の、阿部の島津宛内達は不当なり。

五、右についての鹿兒島藩の態度。

六、島津とともに軍艦建造せんとの意志。

七、拝借秘本閲覧についての配慮。

一二、(参考史料) 高島秋帆より押収の蘭書目録

* (1)・(2)とも、宇和島伊達文化保存会所蔵。

宗城が、斉昭の仲介を求めて幕府官庫所蔵の蘭書(蘭館長や船長からの献上品など)の借覧を求めていたことは、書翰八(2)などにもみえ、又、斉昭の収集、秘蔵するものや、彼が借り出し得たものを秘かに宗城が借覧していたことも、これまで見たいくつかの書翰から推測される。しかし、宗城がこの時期に着目したのは、折からこの年弘化三年七月二十五日、比較的軽い処罰によって一応判決の出された、高島秋帆所蔵の蘭書であった。とくに、前の書翰一が注目される。しかも、当時宗城が、その目録を入手していたが、その文言からうかがえる、現在宇和島伊達家文書の『御重書目録「乙」の「御函書類」』の中に、「高島四郎太夫所持蘭書目録」にあたるものが二種残されている。彼の蔵書は、天保十三年長崎で逮捕のと

き、長崎奉行の家宅搜索で押収され、翌十四年正月、身柄とともに江戸に送られ、三月上旬に天文方で立合って作成されたというが、宗城は、いつの時点でか、それを入手し、それまでに各家から借用などして閲覧し得たものとの対比をおこなった模様である。ここにその二点を参考のため掲げる。なお、秋帆旧藏蘭書そのものは、現存するものは二点のみであるという。^⑧

- ① 有馬成甫『高島秋帆』吉川弘文館「人物叢書」、一九五八年、五五―六一頁。
- ② 同右、五三頁。

(1)

(冊子、表紙)

「遠山左衛門尉御役所受取候分

高嶋四郎太夫所持蘭書目録^①」

一ヨリ六迄ノ記号は、既ニ書写ニ相成候分ニ御坐候、右佐賀密借

い マーリン字書 大本

壹部貳卷

(Marin, P.: Groot Nederdeusch en Fransch Woordenboek)

ろ ウエイラント字書

壹部六卷

(Weland: Nederdeusch Taalkundig Woordenboek)

(上部註記) は ラテン字書

同 壹卷

(以下同註記) 未四月廿 四日相下 に ウエイラント諸術書字書

同 壹卷

(Weland: Kunst W oodenboek)

ほ マルチン字書 小本

同 壹卷

(Martin: Beredeneerd Nederdeusch Woordenboek)

へ イペイ分析術書

同 九卷

(Adolf Vpey : Chemie voor beginnende, 蘭訳 Henry, D. William)

と カステレイン分析術書

同 三卷

(Kasteljeij, P. J. : Chemie Oefeningen)

ち 本草図譜 横本

同 壹卷

一 ⊕

り セスセレル火術書

同 壹卷

但六部有之

(Seseler, J. W. : Handboek ter verwaarding van Erstuurwerken, zoo als die by de Nederlandsche

Land-en Zee magt in gebruik zijn)

ぬ 海上砲術書

同 壹卷

(Calten, J. A. : Leidraad bij het Onderrigt in de Zee-Artillerie)

る 鑄大小炮を記す書

貳部

但、壹部ハ壹卷、画図折入有之、今卷部ハ大本ニ而、画図計ニ一卷トシ、説ハ別三卷トナす

を 和蘭本国乃鉄之論

壹部壹卷

(Verhandeling over het Nederlandsche ijzer)

わ フレンキ解剖書

壹部壹卷

か 歩卒の大将乃手引と申書

壹部貳冊

但三部有之

よ 陣中手帳

営部貳冊

た 軍中処用袖珍本

営部壹冊

但貳部有之

午九月 当家拝借 れ サフアルト氏著 築城寨説

営部貳冊

但三部有之

(Savart, N.: *Beginnelsen der Versterkings Kunst*, 蘭訳 Nanning, F. R.)

午九月 当家拝借 そ フオン・テクケル著 歩卒騎兵鉄炮乃三件の心得を記したる書

営部貳卷

但貳部有之

(Decker, C. von (Ger) *Boccop: Taktiek der drie Wapens, Infanterie, Kavallerie en Artillerie*, 蘭訳

Baron, L. van)

○ つ バステウル著 兵学書

営部三冊

(Pasteur, J. D.: *Handboek voor de Officieren van het korps Ingenieurs, Mineurs en Sappers*)

○ 佐十月借ね へウセル著 軍卒手引書

営部三冊

(Beusker, W. F.: *Handleiding voor Onder Officieren tot de kennis der theoretische en practische*

wetenschappen der Artillerie)

未四月 廿四日下 な ヒムギムヒニン著 焼紅弾誤

営部壹冊ノ、

但三部有之

(Huguenin, V.: *Verhandeling over het gebruik van gloeiende Kogels*)

ら ヒュキユエニン著 躡射の説 即重沖説

巻部三巻

(Huguenin, V.: Verhandeling over de rechochet schoten)

○二 ⊕ む サウサイー 炮術字書

巻部巻冊

○ う ネットン 馬書

巻部二冊

三 ⊕ る スシルトホウウエル著 火薬製法説

巻部巻冊

但五部有之

(Schilt-Hoewer, Hoey: Verhandeling over het fuskruid)

○ 佐十月借の シカルホルスト著 袖珍兵書

(Scharnhorst, G. von: Militair Zakboek)

○ お スチールチース著 石火矢台造法説

一部巻冊

(Stieljes, G. T.: Handeling tot de kennis der verschillende soorten van batterijen)

○ 佐十月借く フオンテクケル著 小戦記

一部巻冊

○ ヤ 作者名なし 騎兵隊伍の書

一部式冊

ま 独乙文 又不相分書 小本

一部一冊

け 外科書 写本

一冊

○ 佐十月借ふ 作者名ナシ 砲術 小冊

二巻

○ こ メルケス著 小本 築城築説

一部一巻

○ 佐十月借江 セリフ著 石火矢等之重力を論る書

一部一巻

- て 備立書 拾冊 但別本
- 四 ⊕ あ フオンブランドト 歩卒騎兵鉄炮三件書 一部一冊
- 五 ⊕ さ フェルドアルチルレリー 野戦砲術書 一部一冊
- き 兵書四種 四冊
- 六 ⊕ ゆ 銅製石火矢鑄立方之書 一冊
- め 軍法書表紙付 八卷
- み 石火矢を学ぶ書 一冊
- し 雑書 七冊
- ゑ 砲術書 端本 八冊
- ひ 軍学書 拾冊

① 遠山左衛門尉景元、江戸町奉行（弘化二年三月十五日任、嘉永五年三月二十四日辞）、相役は鍋島内匠頭直孝（天保十四年十月十日任、嘉永元年十一月八日転）

秋帆の身柄は、天保十四年二月江戸着の後、伝馬町の獄舎に入れられた。

② 有馬、前掲書 五五頁以下に「（朱書）鳥居甲斐守（忠耀）勤務中天文方立合相改候蘭書表題 高島四郎大夫所持之分」として、本目録の「く」までが紹介され、判明する限りの原書名も記されている。ここでも、その原書名を（ ）内に示している。

内容 一、全四四種。

二、内、一々六即ち、り・む・ゐ・あ・さ・ゆ、⊕印のものは、「即ち書写」、「佐賀密借」のもの。

三、「午九月当家拜借」の「午」、「未四月廿四日下」の「未」は、弘化三年、四未年と考えられれば、目録の入手がいち早く実現したことになる。なお、この目録のことで、後の書翰一五で許される、官庫の蘭書二冊との関連も明らか

でない。

四、「佐十月借」の五点あり。鍋島家からの借用が盛んなことを示す。
五、冒頭と上部の註記書入れは、伊達宗城筆か。

(2)

(状、端裏書)

「高嶋四郎太夫蔵書、町奉行所ニ被取揚有之分

附箋之分、上ニ願濟ニ付拜借候而写取候事」

〔上部附箋、以下同ジ〕
海上測量書」一スチユールマンキユンスト

一六百薬品

一ニユマンケネース、エンフルロスキユンテ 犬馬療治書

一ブランケンペール

分析書御蔵本
ニ在之」一エペイ

分析書 一」一ペリセウス、シケイキユンデ

一バスチユルハントブツク 兵書字引

一テータクタクヤーリケヨールトフテルネーテルランテルス

一エルンストヒイルウエーケン

兵書 御蔵本
ニ在之」一デツケルタクチーキ

一ボンベカノヨン 目錄和解

二冊 六冊 一冊 六冊 三冊 九冊 三冊 一冊 六冊 二冊 一冊

一 ヒユキユエンベイダラーゲントツトヘツトキートウエイセン 鉄筒製之書 一冊

一 エンゲルヘルキユストフルデーチキング 海岸防禦之書 一冊

一 ヒユキエニニコロツテールスコーテン 趨射法 一冊

一 レゲレメントヲツブテンインウエージゲンシインスト 目錄和解 糧倉貸財総都督著 一冊

一 ラントルリフトウエーゲンスヘツトシキートエンセイドケウエール 目錄和解 煩礮 一冊

手銃ノ訓練

兵書 一 フロインミリタイルサツクブツク 一冊

一 メルキユス強国新書 一冊

築城書 一 エンケルベルトベヘスチキングスキュンスト 一冊

兵書 一 ハントブツキーホールカノニルス 一冊

築城書 一 サファルト、フルステルキングgstキュンスト 二冊

同上 一 フルステルキングスキュンスト 一冊

硝石製法書 一 ビユスコロイド 一冊

歩兵操練書 一 レグレメントヲツブテエキセルミチーデルインフワンテリー 二冊

築城書 一 ホウキユンシヘレールキユルシユスデンケフロイクテルコーニンケレーキミタルタイ 二冊

レアカチミイ 二冊

黄銅迦農礮製 一 メタールカノラン 一冊

造書 一 キツツホールデランテルヲツブシーレンエンコルポラールスハンデインフンテリー 小本 一冊

兵家字書 一冊

小戦書小銃方 一冊

一ケレーネヨールロフ

大戦操練書 一冊

焼夷弾書 一冊

一ケオデシーフヨールテカデツデンフアンアルレワーベネン

城郭堡塞ヲ建築スル事ヲ記載ス

一スカンテン

歩兵将之心得方記載ス 一千八百三十九板

大戦家分析書 一冊

一シケイキユテフヨールアルテルレリ

一砲術家諸表

前ニ在之 一冊

野戦大戦書 一冊

兵書 一冊

一ケオデシーフヨールテカデツデンフアンアルレワーベネン

一ハンドブツクテルヒシカエンデルメテオロキー シケルムヘーキ著

斥候心得方之書 シユレル著 千八百五十二年版

御蔵本之有「ニウエンホイス

拾六冊

字書

「ウエランド

五冊

同

「同コンストウヲルテンブック

欠本 一冊

同

「同コンストウーヲルデン

一和蘭エゲレス対訳辞書

字書

「ウエイラント

五冊

御蔵本ニ有之「マリーリン

二冊

「マリーリン

二冊

一ヒルテルチーキネーテンラントセースフラークテール

一冊

御蔵本ニ有之「ハルマ

二冊

「ハルマ

一マレイス文法書

一冊

黒坊語

一ネーデルラントセンスチール

一冊

ペイエル文法書之事

一イキリス文法書

一冊

字書

在蔵「四ヶ国ウヨールテンブック

四冊

一羅匈字書

一冊

字書

「ウヲールデンブックインアクトターレン 千八百四十三年版

一冊

一フルサアメリニクテルメタリーテホウルシキリフテン

三冊

医書

「一ラスーユス

四冊

一トリンチ株毒書

一冊

一 小兒治療書

一冊

一モスト治療書

七冊

一テリヤメシカ

二冊

医家製藥書「一アポテーキ

一冊

一モスト藥劑書

二冊

一ヒユフラント養生書

二冊

一リセラント人身窮理

四冊

病理書

「一コンスピウルグシイートキユンチヘ

一冊

一ニウエプスフルハンテリンケン

一冊

治療書

「一ケフルイクテルケネースミツテル

一冊

同

「一フアルクスケネースキユンテ

一冊

同

「一ハントフツクヨーフルシケーブスケネースキユチヘン

一冊

同

「一ヘットセニユーステルステンテスセルフスシーキテン

一冊

一テコノロギーセ

一冊

諸品製造書

一ヤキユエツト 越列的爾書

一冊

一 テイマン 越列幾的爾經驗書

一 ウインクレン 越列幾的爾書

鐵炮製造書] 一 ヨルロギーエンユールウエルクマーケン

一 船製造書

一 アンドルソン、ベシケレイヒングハンエイスラントグリーンランテンスタラートダーヒス

鯨漁ノ事紀ス

一 セーハールトキユンデ

航海書

一 船具之表

一 フラクテイーセハントレイテイングトツトデフルケンニングエンベシケレイフィング

テステルリク

一 ネードルラントマカイセン

一 ミルトルトインウーヘニク

千八百五十一年版

薬店器械書] 一 ウエルキトイグキユンデハンテンアポテイキ

千八百四十八年版

一 シケイキユンデフアルテンベシカーフデンスタント

分離書 キラルデイン 千八百五十二年版

一冊

一冊

一冊

一冊

二冊

一冊

一冊

三冊

一冊

一冊

一冊

一 フラルレータイケマシーネンフツグ 千八百五十二年版

蒸気船

「一 ストランシキイブ

一冊

図拾六枚添

(貼り紙)

「一 ハントブーク、ホール、デン、インゲニール、ドール、バスチユール

右兵書字典 全三巻 ベレイラー著 薬制書

内容

一、全八八種あり、(1)の二倍にのぼる。(1)と(2)の関係は明らかでないが、(1)の四四種はほとんど(2)に含まれる。端裏書は、伊達宗城の筆で、上部附箋は高野長英の筆とされている。長英は、伊東瑞溪と変名して、嘉永元年四月に宇和島入りをする。それについては次稿を期す。

二、「御蔵本ニ有之」として伊達家に現在するもの九点。

三、右の他、附箋をつけて、拝借写取りを望むもの三四点。

一三三、(参考史料) 蘭書目録(二点)

* 宇和島伊達文化保存会所蔵『御重書目録「乙」の「御図書類」』

成立の経緯は未詳であるが、伊達家が入手した「兵書目録」で、この頃の問題関心に関連するものとして、ここに掲げる。

(1) (要冊五)

一 Reglement op de exercieken en manoeuvrs der Infanterje. 歩隊操練書

一 Reglement op de exercieken en manoeuvrs der Artillerie. 大銃軍操練書

一 Reglement op de exercieken en manoeuvrs den kavalierie. 騎隊操練書

徳川斉昭と伊達宗城(一)——河内

- 1 Taktische drie Wapen 歩騎及ヒ大統軍陣制書
- 1 Regiment op de inwendige dienst de police en de Krigstucht voor Infanterie en Kavallerie.
營中歩騎士卒軍令書
- 1 Regiment voor de Garnizoens dienst 城兵防備軍令書
- 1 Het Getwezen in 's Rijks ijzer Geschiedgelykerij te Luik. 和蘭国鉄大銃鑄造法書
- 1 Netten onderrige wegens het schiet en zijgeweer. 手銃訓練刀劍擊法書 ネンテン氏家法
- 1 Netten bijzonder onderrige in de Voorposten dienst voor de onder officieren en manschappen
der ligt troepen 奇兵用法 (郵驛軍吏及士卒使令) ネンテン氏家法
- 1 Netten Voorschrift wegens het leger der Kavallerij nieuwele uijgave. 騎隊陣法書 ネンテン氏新制
- 1 Pligten van den soldaet, korporaal, fourier sergent en sergentmajoor. 士卒及ヒ軍將職務記
- 1 Proeven omtrent verscherlene wijzen van Vieren in een Defile en omtrent eene formatie van de Kolonne de Attaque. 敵軍攻銃防禦諸法試驗記
- 1 Bijzonder onderwijs in Handgreegen te Paerd. 騎兵乘馬習法書
- 1 Proeven eenen Vervandeling over de Kustverdeeding door J. M. Engelbels.
エンゲルベルツ氏 海岸防戰試驗書

1 Voorlezingen over de Artillerie, door A. W. de Bruijn.

プリユイン氏 大銃術書 此書ハ最新キモノニ御座候
千八百四十年前後ノ書

1 Handboek der Bepalingkunst von Hackewitz.

ハーケウイツセ氏 城制書

1 De gids voor pontonnier of verhandeling over de milicien bruggen, Dreu en Gistus Nanning.

ナンニング氏 大銃渡川用法書

右等近来ノ兵書目中ニ見当リ候書名ニ御座候

(附屬狀)

「イロハニホヘ

右は表題写取置候有用之書之分

天地玄黄宇宙

右は有用之書と奉存候分

右十二部之内、最トモ必用之書と奉存候書は、「ホ」ノ記号有之候「ドイツケル、タクチーキ、デル、デイ
リイ、ワーペンス」と申二卷之書ニ御坐候、是は三兵全書ト申書ニ御坐候、乍去可相成義ニ御坐候得は、此
十二部御拝借ニ相成候得は、重慮之義ニ奉存候

△ノ記号有之分ハ、中ニも必用之書ニ御坐候

内容 一、附屬狀の「イ〜へ」、「天〜宙」の一二の記号は、本文中に見当らない。

徳川斉昭と伊達宗城(一)——河内

二、同じく、最も必要書とする「ドイツケル」書は、この中には見当らず、前の史料二(一)の「そ」、さらには、史料九註③が、それである。

(2) (横綴冊子、表紙ナシ)

御書物目録

(巻)
騰本之部

デレウセ氏著、千八百十四年鏤行

一 ジールレーキ、マグネチス、ミユス

右、動物磁石論

ホンデツケル氏著、千八百三十四年鏤行

一 ケレーネ、ヨールロフ

右、新方軍伍袖珍書

フロイン氏著、上巻千八百三十五年、下巻同三十六年版

一 ホールレーシングアルチルレリー

右、火具大全、四冊目より原本下巻

著述者不分、千八百十八年鏤行

一 プロシヨネール、レゲレメント

右、砲隊操練使動軌範

三冊

二冊

八冊

三冊

著述者、年号不分

一 フルカラルド、フラーゲン

右、城塞攻禦及築営疑問録

ヒュキユエン氏著、千八百十九年鏤行

一 グルーエンデ、コーゲル

右、焼紅彈用法

ケルハルド、マウリツロントゲン著、千八百二十五年鏤行

一 フルハンデリング、ヨーフル、ストームポーター

右、蒸氣船書

セイリフ氏著、千八百三十五年鏤行

一 ベウエーギング、デル、ラストン

右、重大器使用法

ハレテルメーレン氏著、千八百三十一年鏤行

一 ベーダラーゲン、トット、デ、アルチルレリー

右、砲術附録

ハンデル、スベツキ、ヲブレイン氏著、千八百四十年鏤行

一 シケーブスボウキユンデ

右、造船書

レベッツ氏著、千八百三十七年鏤行

一レグレメント

二冊

右、歩卒操練書

フオン、オーフル、スタラーテン著、千八百四十四年鏤行

一ハンドレーシング、トット、デケンニス、デル、アルチルレリ

三冊

右、陸上砲術書

一同図

一軸

一西洋船舶図集

一冊

原本之部

ハンズウエイン、デリフト著、千七百五十九年鏤行

一フルハンデリング、ハン、デル、ホルラントセン、シケーブスボウキユンデ

一冊

右、数等之造船略説

ホンシカクンホルスト著、千八百二十一年鏤行

一ミルタイル、サツクブーク

一冊

右、野戦軍中袖珍書

一フリツキ、ヨツブ、デ、ミリタイレ、サーメンステルリング、エン、ステルクチ

一冊

右、各国兵制全書

ゲラルトフランシ氏著、第一・第二・第三、千八百三十五年鏤行、第四、同三十六年、第五、同三十七年鏤行

一ヘット、レーヘン、デル、ミシキイルロイテル

五冊

右、和蘭船舶將ミシキイル、デ、ロイテル伝

ヲリヒール著、千八百三十一年鏤行

一ヘットセイリフト

一冊

右、遠西海浜裁判考

ヒラール著、千八百三十九年鏤行

一ハンドレージック、トツト、テ、ケンニス、ヘット、シキツブ、エン、デスセルフスドイグ

一冊

右、船具製造弁

ゲースウエイト、ハンデル、ネツテン著、千八百二十八年鏤行

一ランデルリフト、ウエーゲンス、ヘット、シキイト、エン、セイドゲベール

一冊

手銃腰劍併考

ストルムハンスカラーヘサンデ著、千八百四十五年鏤行

一ビユルレルレーケ、エン、ミルタイレ、ポウキユンデ

一冊

右、軍用造家篇

一同図

一冊

レーク著、千八百二十二年鏤行

一ネーデルランドセシケーブスボウキユンデ

一冊

右、和蘭造船書

イツツ著、千八百四十年鏤行、イギリス版

一ポルトホリヲ、シネンシス、ヲル、アーコルレクチヨン、ヲフ、シネセ、シターテ、パーベルス

右、漢政書

チツトマン著、千八百十六年鏤行

一ヘールキユンデ、ハンドブーク

右、外科書

コンスブルユフ著、千八百二十四年版、下卷、同二十七年版

一ケネースキユンデハンドブーク

右、内科治療書

コンフルユフ著、千八百二十五年鏤版

一シーキテキユンデ、ヨントレードキユンデ

右、病理解剖書

(貼紙、異筆)

「御書物目録」

一四、弘化三年十月二十一日 伊達宗城書翰、徳川齊昭宛

* 『事修叢書 九上』所収。但し同前。

『藍山公紀 卷十』十一月五日条、所引。

一冊

三冊

二冊

一冊

『藍山公伝記 一』所引。

『大日本維新史料 第一編之三』三五頁以下、弘化三年十月五日条所載。

(1)

過日は不存寄 御細書被成下、難有奉盟誦候、如 尊諭、寒冷追日相増候処、先以 閣下倍被為揃、御機嫌能、万福奉大賀候、扱先頃奉申上候条々、被遊御承知候、委曲被仰出、謹承仕候、満清云々申上候処、彼国ハ如何様相成候共勝手次第の義、於 神国右様不相成様ニと、御寢食不被為安旨、実ニ尊翰拜見數四に至り、乍憚感激落涙仕、一々御深慮之程御同意奉存候、廟堂之御処置如何可被為在と、草莽之小蟲も昼夜呻吟仕候、且又海備説小冊御書入奉希候、然に被 思召候間、御成書不成下由、夫々難有恐入奉畏候、右著論ハ藤堂和泉守に御座候、毎度私輩談論仕候儀御座候間、相すゝめ、拙文相認候由にて、先頃為見候得共、淺陋不学之私而已披見仕候も残念故、奉汚 電覽候儀に御座候、来ル念六面会仕候間、委細 尊書之趣申伝候ハ、如何か難有本意可奉存候と推察仕候、当今同席中勉勵有志の一人に御座候、実に着眼仕候処ハ尤に御座候様愚考仕候、肥前守へも先頃為見置候処、同人ハ何と申越候や、少々立論見込も相違可仕やと奉存候、将又蘭商船舶別段申上書面云々、奉畏候、極密手に入候間、御内々差出し申候間、御通覽被為濟候ハ、何卒被相下度、控も別に無御座候故、此旨申上置候、扱不存寄華国の両種御恩与被成下、冥加至極重々恐入難有仕合奉存候、以 御庇陰潤枯腸難有仕合奉存候、毎々奉蒙 御懇命恐縮之至、重畳奉感荷候、乍略儀、右御礼申上度、奉呈拙翰候、恐惶謹言

小春廿一日

敬白、御端書拜見、恐入難有仕合奉存候、乍憚 尊軀為天下隨時御保護被為在度奉祈候、恐惶頓首

明老公閣下 侍史

密奏

宗 城 拜

④ 謹封 ④

(附送)

「伊達遠江守使者 滝本六郎」

① 斉昭書翰(所見ナシ)、につき、「藍山公紀」の編者も「水戸老侯ノ御書伝ハラズ、其事実此年ニ近キヲ以テ、此ニ掲グ」としている。

② 藤堂和泉守高猷、津藩主。

内容 一、日本が中国の如くにならざるようにとの書翰文言に感激。

二、先海備説小冊(書翰一〇(一)の記事)は藤堂高猷の筆にかかる。

三、右小冊を肥前守(鍋島斉正)にも供覧す。

四、蘭商船よりの書面、内密につき、通覧後、下附されたし。

(2) 右の別紙

別紙拝呈仕候、然ハ此輿地誌昨今出来仕候処、未夕世間書店にも無御座、尤 閣下ニハ此小冊位の儀ハ御洞識被為在、御裨益ニハ相成間敷、且最早被遊御覧候程も難計候得共、在合候故、侍史中迄進呈仕候、御留置被成下候ハ、難有仕合奉存候、頓首々々謹言

十月廿一日

敬白、蘭書拝借願も、模様宜敷様子御座候、追々相下り候半と、無此上難有喜悅仕候儀に御座候、願稽

別紙拝呈

内容 一、「輿地誌」を進呈。

二、官庫蘭書拝借願の許可さる、見通しを、喜び待つ。

一五、弘化三年十二月十四日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収、但し、同前。

『藍山公紀 卷十』所引。

『大日本維新史料 第一編之三』三七頁以下、弘化三年十月五日条所載。

別紙奉申上候、御内密先頃申上候官庫蘭書、漸拝借之願相濟、此頃左之通り書写申付候儀御座候、御書目追々願取り相下候ハ、奉入 内覧候半奉存候^①

一 デイツケルタクチーイキデルテーリイワーヘンス

一 サハルトフルステルキングススキュンスト^②

^③

臘月十四日

恐入候、申上様御座候得共、軍艦之御書物玉庫ニ被為在候ハ、拝見之儀伏而奉希度奉存候、恐々頓首

宗城 百拝

閣下

奉復

① 九(参考史料)『藍山公紀 卷九』所引文書に關連。

② 同右、註③の、デツケル C. von Decker 著書。

③ 同右、註①の、サファルト N. Savart 著書。

内容 一、官庫より拝借、筆写の蘭書二書の報告。

二、軍艦の書物借覽願いたし。

一六、弘化三年十二月十四日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九上』所収、但し、同前。

『藍山公紀 卷十』所引。

(1)

御別紙難有奉謹誦候、然者来春大隅下国之由、左候ハ、修理参府仕候や、又ハ兩人共在国仕候や、入替りと申而ハ夫計にても入用可有之と被思召、其位ニ候ハ、初々大隅下国ニ而可然と被遊御考候由、大隅下着仕候ハ、修理と替り合、修理直ニ参府仕候筈、父子在国七日を不過様ニと申渡ニ御座候間、五日程兩人とも在国可仕候、此度大隅下国、修理と交代より、修理在国の方、於 幕府御好ミの事と推察仕候得共、薩一家父子の合、甚それニ而ハ不都合ニ而、修理存意も不相互、種々深々心配仕候趣も有之、不被得止、明春大隅下国と相成申候、入費ハ兩人交代と相成而ハ余程の義候得共、是ハ薩々求め候訳ニ付、致方無御座、当夏修理下国の時ハ、大隅三位の念願御座候ニ付、当冬在国を不望所々、家老名代杯の義申立候得共、此度義者不容易事ニ付、当主御暇と可被仰出処^③、国家重大之時節を忘れ、一身之高位のミ思慮致候如き愚將と申事ハ、廟堂ニも相響居候故、修理可然と相成候処置、至于此頃念願不相達と申事承出し、甚失望、且手もちぶさたと申姿に而、修理ハ在国色々領海巡見杯に参り、些と浦山敷気味に而御座候、概略右様之都合故、全タク 幕府より而已如此被仰出候と申訳にも無御座、自家の義故、兩人交代ハ致方無御座候、右の義ハ決而奉申上候筈ニ無御座候間、御聞流し被成下度奉希候、右等の義ハ、私義も無拗少々修理々相願関係仕候間、薄々承知仕候、此上ハ何卒大隅退隱の都合相整度、実ニ右老人ニ付而ハ甚心配の儀、自然と家来杯も眼前之処置專一と申様相成候、如何躰に正論申述候とも、素訥弁鈍舌の義、別而得意仕間敷、夫々修理ニ相成候ハ、見込も有之、一言可申事も無御座事ニ可有之、家来も興起可仕、兎角為天下国家、大隅退隱の策が可然と奉存候、委曲奉申上度候得共、不能拙毫、先々荒

々右通り御座候、父子在国之先頃ハ無御座事と奉存候、此段御請奉申上候、恐々謹言

臘月十四日

敬白、先日奉差上候坤輿図識補集、被遊御覽御慰ニ相成候由被仰出、重々難有之仕合奉存候、恐々頓首

奉服

① 大隅ハ鹿兒島藩主島津斉興。

② 修理大夫ハ島津斉興長子島津斉彬。

③ 斉興は天保十三年十二月朔日、正四位上に叙位。

内容 一、島津斉興下国、斉彬出府か否かは、幕府にとり、又島津家にとり種々の問題あり。

二、斉興退隠、斉彬の襲封が然るべし。

三、「坤輿図識補集」(書翰一四(2))の「輿地図」の関係か)が御慰みになりし由。

(2) 右の別紙

これのみ、他に『大日本維新史料 第一編之三』四二七頁、弘化三年十二月十四日条所載。

謹而奉呈別紙候、然者先年於千束原御演武之節之御軍令、御機密之御儀とハ奉存候得共、何卒御内々拜見仕度奉希候、

拙家は迄確定仕候軍令無御座ニ付、此節愚考之儘草稿仕候処、何分愚昧短才の儀、不束之儀而已ニて当惑仕候ニ付、

御明令拜見仕候ハ、右を基本と仕度、依而奉願候間、御聞答奉希候、且亦先頃拜領仕候医弊御卓説之御墨本、過日

藤堂和泉茅屋へ参候ニ付、拜見為仕、何卒一枚ニ而も宜敷候間、拜領願敷趣申聞ニ不苦候ハ、私迄被相下度、早速

被下候趣申聞候ハ、感荷之至可奉存候、御序に此段も奉希候、頓首謹言

臘月十四日

拜呈

① 千束原＝水戸城南、現水戸市酒門辺。郡吏川野辺敬典の『追鳥狩記事』に「水戸城南有千束原、延袤（南北）数十里、河水縈帶、群山四圍、東接蒜湖、西望筑岳」（『水戸藩史料 別記上』八七頁以下所引）とある。その追鳥狩（機動演習）は、天保十一年三月二十二日、斉昭の指揮で実施された。関係法令も、『同書』六五頁以下。

② 不詳なるも、医学か療法かに関する一文か。

③ 藤堂和泉守高猷、津藩主。

内容 一、天保十一年三月、水戸領で実施の機動演習の軍令の借覽を乞う。宇和島藩令制定の参考の為なり。

二、藤堂高猷から拜見の医療卓説、一枚にても下されたし。

一七、（参考書翰） 弘化三年十二月二十七日 伊達宗紀書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収、但し、同前。

『藍山公紀 卷十』所引。

『大日本史料 第一編之三』五五四頁以下、弘化三年十二月二十七日条所載。

内密乍恐申上度、兼而夷船渡来も可致哉と、私在中関老衆へも軍用船製作乃内談、已ニ図面も差出候様ニとの義ニ付、差出置候所、其後先相控様ニとの事ニ附、不得止相見合、以折又々相願度相合罷在、家督之節愚息へも申聞置候処、于今相願候様之時節無之、然処追々具ニ被遊御承知之通り、浦賀表へも夷船參、崎陽へも渡来候様之時節ニ相成、弥増武備御手当被為在度、乍憚奉存候所、都下格別之御沙汰も不奉窺、公辺ニ而も不及申上、諸大名始一同へも別格の御主意も有之度事と、竊ニ奉存上候所、此度參府仕、乍恐世上之様子奉察候処、平穩無事之義ニ而、聊武備嚴重之様子も更ニ無之、扱々御手薄之義と奉存上候、又々来年浦賀へも夷船渡来可致、別而彼海岸御敵重御手当も有之度と奉存候、兼而御承知も被為在候通り、古と違、当今ハ諸大名平常之費益々強く、武備手当も難行届、弥有志輩も心底ニ不仕、先其事ニおはれ、不本意ながら差向候事而已致居、扱々不安心至極之御時節ニ御座候、琉球国へも夷咲

船度々参り候、内密ニ承候而ハ甚以可惡義、只今之通り之形勢ニ而ハ最早夷人之手入候様追々可罷成、可歎之至、如何後來可相成哉と、甚以恐入候御時節、御大事千万之義かと奉恐察候、兼々厚 思召も被為在候趣奉承知候義、如何被 思召候哉、竊奉窺上度、不文之書損等失敬之長文恐入候得共、任序此段 尊慮之趣奉拝承度、呈愚翰、乍憚奉窺上候、実ニ御不安心之義かと奉存候、内密御一覽も被成候ハ、後ハ早々御投火被成下度奉願上候、前後不敬之義可有御座候、真平御用捨奉希上候、恐惶不備再拜

極月廿七日

内密別紙謹上

㊦ 封 ㊦

- ① 伊達宗紀ニ先宇和島藩主、宗城義父。
- ② 弘化元年七月十六日、封を宗城に譲る。

内容 一、軍用船製作等武備強化は緊要なり。

二、武備嚴重なるべきところ、手薄なるを案ず。

弘化三年分は、これにて終り、以下同四年分から、次稿を期す。なお、本稿も、前回に引続き、「昭和五〇年度文部省科学研究費一般研究D」の成果の一部である。

(一九七七・九・十六)